

第9期秋田県ハタハタ資源管理計画

秋田県ハタハタ資源対策協議会

令和 3年10月26日 制定

(目的)

第1条 資源管理及び漁業管理の円滑な推進を図ること。

(管理期間)

第2条

(1) 令和3年漁期：令和 3年 9月 1日～令和 4年 6月30日

(2) 令和4年漁期：令和 4年 9月 1日～令和 5年 6月30日

(3) 令和5年漁期：令和 5年 9月 1日～令和 6年 6月30日

(管理方法)

第3条 前条の管理期間ごとに、(別表1)の漁獲努力量を定める。

(補足)

第4条 この計画に定めるものの他に、必要な事項が生じたときは、協議会で別に定める。

(附則)

この計画は、令和 3年10月26日から施行する。

(別表 1)

漁期年	漁法	漁獲努力量カウント方法	地区別																				
			岩館	八森	能代	峰浜	浅内	八竜	若美	五里合	北浦	島	戸賀	船川	脇本	船越	天王	秋田	道川	松ヶ崎	西目	平沢	金浦
令和 5	さし網	経営体ごとの水揚上限日数	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15	12	17	17	15	17	15	17	15
		経営体数	8	14														12	10				
	定置網	経営体ごとの水揚上限日数	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	12	17	17	15	17	15	17	15	
		経営体数	4	5	1			2	6	8					5	1		1	1	1	1	2	
	底びき網	経営体ごとの水揚上限日数	22	22							22								22	22	22		
		経営体数	3	4							3								1	5	2		
		経営体ごとの1日カウント漁獲量_kg	90	90							90								90	90	90		

○ さし網、定置網においては、地区1か轄×20日を上限に、別途、モニタリング網を敷設できる。

令和 3、4 年漁期
と変更なし